

## 会津若松市木材チップターの貸し出しに係る注意点

1. 申請者の利用目的以外（特に営利目的）に使用し、又は他人に転貸し、若しくは使用させないこと。  
なお、破碎の対象は、直径 12cm 以内の伐採した樹木や枝、又は直径 10cm 以内の竹に限ること。
2. 機械貸出時に配布する取扱説明書を事前に熟読し、指示内容を守り正しく使用すること。木材チップターの使用により発生した利用者又は第三者に対する損害については、利用者の責任とし、利用者が損害賠償の責を負うこと。
3. 事故等の発生に備え、利用者や機材の周辺で作業に従事する人は、ゴーグルやヘルメット、手袋などの防護用品を着用し、体を保護するとともに、傷害保険等の加入に努めること。
4. 使用する際は、できるだけ平坦な場所を選び安全対策に努め、動作音や粉碎物等による周辺の住宅等への影響に配慮すること。
5. 故障等の異常が認められたとき、又は損傷や事故が発生したときは、直ちに使用を中止し、開庁日の日中に市へ報告すること。  
(8 : 30 ~ 17 : 15 迄の間に市農林課 TEL 0242-39-1254 へ)
6. 利用期間中は、施錠可能な保管場所に必ず保管し、盗難防止対策を講ずること。
7. 慎重かつ丁寧な操作に努めるとともに、木材チップターを毀損し、又は亡失したときは、現状に復し、又は市に対し損害賠償を行うこと。
8. 車で運搬する際は、ロープ等で本体を固定し、転倒・転落などが発生しないようにすること。
9. 運搬及び稼動に要する費用は利用者が負担するものとし、返却の際には燃料（無鉛ガソリン）を満タンにし、補充する際に古い燃料は使用しないこと。
10. 返却の際は、事前に市と日程調整を行い、職員が立会いのうえ指定場所へ返却すること。